

平成 20 年 度

浜田市健全化判断比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 126 号
平成 21 年 8 月 17 日

浜田市長 宇 津 徹 男 様

浜田市監査委員 水 野 文 雄

浜田市監査委員 高 原 好 人

平成 20 年度浜田市健全化判断比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された平成20年度決算に基づく健全化判断比率及び関係書類について審査しましたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	総合意見	1
2	是正改善を要する事項	1
3	個別意見及び審査の概要	2
	(1) 実質赤字比率について	3
	(2) 連結実質赤字比率について	4
	(3) 実質公債費比率について	6
	(4) 将来負担比率について	10

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 「0.0」とは、0または表示単位未満のものである。
- 3 「-」とは、該当数値のなし、又は算出不能、不要である。
- 4 ポイントとは、百分率(%)間の単純差引数値である。

平成 20 年度 浜田市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 20 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 8 月 17 日

第 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。審査にあたっては、算定数値の根拠となる積算資料の提出を求めるとともに、担当職員から各比率の算定方法等について意見を聴取した。

第 4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも、おおむね適正に作成されているものと認められる。

記

（単位：％）

健全化判断比率	平成 20 年度	平成 19 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	12.53
連結実質赤字比率	-	-	17.53
実質公債費比率	22.9	25.1	25.0
将来負担比率	164.5	171.0	350.0

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

3 個別意見及び審査の概要

各比率の審査にあたっては、総務省の算定方法及び関係法令等に基づき、以下の点に留意した。

- 法令等に照らし、指標の算定過程に誤りがないか。
- 法令等に基づき、適切な算定方式等が選択されているか。
- 算定の基礎となる書類等が適正に作成されているか。
- 当市の実態に即した数値を計上しているか。

早期健全化基準について

実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模が 50 億円以上 200 億円未満の団体（浜田市は 19,374,677 千円）は、以下の式で算定するため、12.53%となることを確認した。

$$\{ (\text{標準財政規模} A + 100 \text{ 億円}) / (30 \times A) \times 100 + 20 \} / 2$$

連結実質赤字比率の場合、実質赤字比率の基準に 5%を加えた 17.53%が、早期健全化基準となっている。

また、市町村においては、実質公債費比率の早期健全化基準は 25.0%、将来負担比率の早期健全化基準は 350.0%となっている。

標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入される経常一般財源のことで、市税等の標準税収入額等 8,843,675 千円、普通交付税 9,772,635 千円、臨時財政対策債発行可能額 758,367 千円の合計 19,374,677 千円となっている。

(単位：千円・%)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
標準財政規模	19,374,677	19,051,774	322,903	1.7
内、標準税収入額等	8,843,675	9,116,972	273,297	3.0
内、普通交付税	9,772,635	9,125,150	647,485	7.1
内、臨時財政対策債発行可能額	758,367	809,652	51,285	6.3

健全化判断比率は、標準財政規模（分母）に対する比率であるため、標準財政規模の増加は、数値を改善する（下げる）要因となる。

地方交付税算定台帳等により、数値に誤りがないことを確認した。

平成 20 年度は、標準税収入額等は 273,297 千円（3.0%）減少しているが、普通交付税が 647,485 千円（7.1%）の増加しているため、標準財政規模全体では、322,903 千円（1.7%）の増加となっている。

普通交付税額が大きく増加した要因は、平成 20 年度から新たに「地方再生対策費」が創設され、基準財政需要額の算定に加えられたことの効果による。

また、合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等の有利な起債の償還が増えたため、交付税算入率が向上したことによる。

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。一般会計等の対象としては、一般会計及び一般会計等に属する特別会計として住宅新築資金等貸付事業特別会計が該当する。

実質収支は 479,799 千円の黒字となっており、実質赤字比率は算定されないことを確認した。

(比率の式)

$$\text{実質赤字比率 ()} = \frac{\text{一般会計等実質赤字額 ()}}{\text{標準財政規模 19,374,677 千円}}$$

(単位：千円・%)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
歳入総額	33,851,749	34,590,057	738,308	2.1
歳出総額	32,760,843	34,395,788	1,634,945	4.8
歳入歳出差引額	1,090,906	194,269	896,637	461.5
翌年度に繰り越すべき財源	611,107	42,356	568,751	1,342.8
一般会計等実質収支額	479,799	151,913	327,886	215.8

歳入総額 33,851,749 千円から歳出総額 32,760,843 千円を差し引いた歳入歳出差引額が 1,090,906 千円となっている。これから、翌年度に繰り越すべき財源 611,107 千円を差し引いた一般会計等の実質収支は、479,799 千円(対前年比 327,886 千円、215.8%増加)の黒字となっている。

審査にあたって、以下の点を確認した。

翌年度に繰り越すべき財源としては、繰越明許費繰越額 1,950,396 千円から当該繰越額に係る未収入特定財源 1,339,289 千円を控除した 611,107 円が計上されている。平成 20 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書等により数値に誤りがないことを確認した。

繰越明許費繰越額(1,950,396 千円)の中身は、国の経済対策による新たな交付金(地域活性化・生活対策臨時交付金等)を活用して実施する事業に係るものである。主なものは、統合型GIS整備事業 131,000 千円などである。

未収入特定財源(1,339,289 千円)としては、翌年度に収入される国県支出金 780,389 千円及び地方債 558,900 千円が、適正に計上されている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、すべての会計における実質収支額及び資金剰余額（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、会計間での赤字の操作を防ぎ、連結全体での経営状況を明らかにするものである。

連結実質収支額は 1,169,016 千円（対前年 289,620 千円、32.9%の増加）の黒字となり、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。

（比率の式）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ()}}{\text{標準財政規模 19,374,677 千円}}$$

（単位：千円・%）

会 計 名		実質収支額/資金不足・剰余額			
		平成 20 年度	平成 19 年度	増 減	増減率
一般会計等		479,799	151,913	327,886	215.8
会計のうち公営事業 一般会計等以外の特別	国民健康保険特別会計（事業勘定）	24,955	78,898	53,943	68.4
	国民健康保険特別会計（直診勘定）	0	0	0	-
	老人保健医療事業特別会計	53,338	78,118	24,780	31.7
	駐車場事業特別会計	1,083	743	340	45.8
	後期高齢者医療特別会計	287	-	287	-
（法適用） 企 公 営 業 業	水道事業会計	350,709	388,921	38,212	9.9
	工業用水道事業会計	363,640	332,395	31,245	9.4
（法非適用） 公 営 企 業 業	簡易水道事業特別会計	405	3,139	2,734	87.1
	公共下水道事業特別会計	73	55	18	32.8
	農業集落排水事業特別会計	1,035	130	905	696.2
	漁業集落排水事業特別会計	6	45	39	86.7
	生活排水処理事業特別会計	25	0	25	-
	国民宿舎事業特別会計	0	0	0	-
	公設水産物仲買売場特別会計	337	1,275	938	73.6
合 計		1,169,016	879,396	289,620	32.9

一般会計等における実質収支が大幅に改善しているため、連結全体における実質収支額も改善している。

審査にあたって、以下の点を確認した。

平成 20 年度は、一般会計等の公共用地先行取得事業特別会計が廃止され、公営事業における後期高齢者医療特別会計が創設されている。

老人保健医療事業特別会計において、前年度と同じく、赤字（53,338 千円）を生じている。国庫支出金等が、年度内に全額交付されず、一部翌年度に交付となったことによるものである。

平成 20 年度に、繰出基準を超える額の繰出しがあった事業は、水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業、国民宿舎事業である。

一般会計等からの繰出金等の状況

（単位：千円）

区 分	繰出金合計	内、基準内繰出	内、基準外繰出
水道事業会計	194,750	82,804	111,946
工業用水道事業会計	9,808	0	9,808
簡易水道事業特別会計	531,703	409,985	121,718
公共下水道事業特別会計	175,628	102,054	73,574
農業集落排水事業特別会計	138,968	82,438	56,530
漁業集落排水事業特別会計	29,921	21,704	8,217
生活排水処理事業特別会計	7,808	1,027	6,781
国民宿舎事業特別会計	30,781	0	30,781

一般会計等からの基準を超える繰出しがなければ、多くの事業が実質的には赤字となる（あるいは収支が悪化する）点には、留意が必要である。公共下水道事業等、供用開始間もなく、使用料収入のみで運営することが困難な事業もあるが、一般会計等からの繰出しを抑制し、受益者負担の観点から個々の事業の中で見直しを図っていくことが必要である。

なお、連結実質赤字比率における算定では、連結の対象として一部事務組合や土地開発公社、第三セクター等の収支は含まれない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。但し、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。

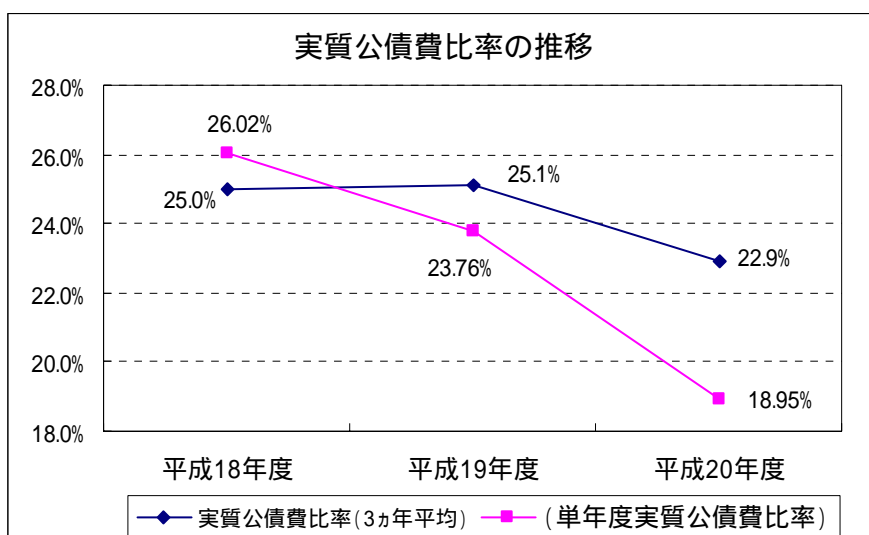
実質公債費比率における会計の範囲としては、公営企業や一部事務組合等に係る負担も含まれる。

(比率の式)

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率(平成20年度)} : 18.95\% &= \\ & \frac{\begin{aligned} & \text{(分子) 元利償還金 5,580,279 千円 + 準元利償還金 1,026,242 千円} \\ & - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,620,872 千円} \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{(分母) 標準財政規模 19,374,677 千円} \\ & - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,620,872 千円} \end{aligned}} \end{aligned}$$

実質公債費比率は、直近3カ年の平均となる。(単位：%)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実質公債費比率(3カ年平均)	25.0	25.1	22.9
(単年度実質公債費比率)	(26.02)	(23.76)	(18.95)



平成20年度単年度では18.95%となり、前年度に比べ大幅に改善している(前年度比4.81ポイント)。その結果、3カ年平均は22.9%まで下がり(前年度比2.2ポイント改善)、早期健全化基準25.0%を下回ることになった。

比率が改善した主な要因は、繰上償還の実施や起債事業の抑制等による効果が現れたものである。

繰上償還の実施状況

(単位：千円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
一般会計	1,823,780	752,581	238,061
住宅新築資金等貸付金	0	0	1,031
水道事業会計	0	552,047	187,842
簡易水道事業会計	0	94,921	183,059
合 計	1,823,780	1,399,549	609,993

平成 18 年度に 1,823,780 千円、平成 19 年度に 1,399,549 千円、平成 20 年度に 609,993 千円の計画的な繰上償還を実施している。

実質公債費比率の内訳

(単位：千円・%)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	増 減	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等)	5,580,279	5,834,905	254,626	4.4
	準元利償還金	1,026,242	1,310,968	284,726	21.7
	内、満期一括償還地方債の 1年あたり元金償還金	13,333	6,667	6,666	100.0
	内、公営企業に係る地方債償還金	662,374	741,984	79,610	10.7
	内、一部事務組合に係る 地方債償還金	192,070	66,421	125,649	189.2
	内、公債費に準ずる債務負担行為	158,465	495,896	337,431	68.0
	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	3,620,872	3,434,561	186,311	5.4
(分母)	標準財政規模	19,374,677	19,051,774	322,903	1.7
	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	3,620,872	3,434,561	186,311	5.4
実質公債費比率(単年度)		18.95	23.76	4.81	-

平成 20 年度 (18.95%) の状況について、以下のとおり数値の妥当性を確認した。

元利償還金(公債費充当一般財源等額)について

元利償還金は 5,580,279 千円で、前年度に比べ 254,626 千円 (4.4%) 減少している。中身は、一般会計等に係る公債費が 6,050,220 千円で、前年度比で 719,472 千円 (10.6%) 減少している。繰上償還額等 239,092 千円と満期一括償還地方債の元金に係る分 80,000 千円は控除される。

元利償還金の内、公債費 6,050,220 千円については、公債台帳等により数値を確認した。長期債元金償還が 5,191,463 千円で、前年度比で 661,537 千円 (11.3%) 減少している。長期債利子は 858,757 千円で、前年度比で 57,935 千円 (6.3%) 減少している。

元利償還金から控除される特定財源について

元利償還金から控除される特定財源は以下のとおりであり、数値の妥当性について審査した。

公営住宅使用料の充当について、提出された住宅使用料充当資料において確認した。現年度分の住宅使用料 137,747 千円から維持管理費等の事業に充当した残余额である 99,953 千円が、公債費から控除される財源として適切に計上されている。

地域総合資金貸付 42,559 千円については、民間事業者が施設整備等を行なう経費として、市が借入れをして貸し付けをしているもので、制度上、算入すべきではないものとして控除されている。

その他特定財源として、住宅新築資金等貸付金元金収入 1,987 千円、あさひ園使用収入 6,046 千円、指定管理者納付金（美又温泉国民保養センター）304 千円が計上されている。

準元利償還金について

準元利償還金として、1,026,242 千円（前年度比 284,726 千円、21.7%減少）が計上されている。内訳は以下のとおりである。

「満期一括償還地方債の年度割額」として、市場公募債（浜田きらめき債）の 1 年当たりの元金償還金相当額が計上されている。平成 18 年度、19 年度に 200,000 千円ずつ発行された分（5 年満期一括償還）について、算定方法に基づき 30 年割りで算定しているため 13,333 千円が計上されている。

公営企業に係る地方債の償還に充てられる繰入金として、662,374 千円（前年度比で 79,610 千円、10.7%の減少）が計上されている。

なお、公営企業の償還財源と認められる繰入金の内訳は、以下のとおりである。

公営企業の償還財源と認められる繰入金内訳

（単位：千円・%）

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
水道事業会計	72,114	68,952	3,162	4.6
工業用水道事業会計	9,271	8,950	321	3.6
簡易水道事業特別会計	348,644	403,683	55,039	13.6
公共下水道事業特別会計	110,292	114,157	3,865	3.4
農業集落排水事業特別会計	83,940	84,844	904	1.1
漁業集落排水事業特別会計	22,030	22,222	192	0.9
生活排水処理事業特別会計	1,279	1,150	129	11.2
国民宿舎事業特別会計	10,024	36,675	26,651	72.7
国民健康保険特別会計（直診勘定）	4,780	1,351	3,429	253.8
合 計	662,374	741,984	79,610	10.7

対象となる会計は、一般会計等以外の会計（公営事業会計全体）となる。
なお、繰入金額から繰上償還に充てる財源と資本費平準化債発行額は控除される。

簡易水道事業会計においては、繰上償還の実施や費用の削減等により、一般会計等からの繰入金は、前年度比で 55,039 千円（13.6%）減少している。

国民宿舎事業特別会計では、総務省の算定方法の変更により、指定管理者から市への利益還元（納付金）が、準元利償還金算入額の算定において控除されることになったため、繰入金は大幅に減少している。

また、国民健康保険特別会計（事業勘定）、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療特別会計については、地方債の償還は発生していない。駐車場事業特別会計、公設水産物仲買売場特別会計については、地方債の償還はあるが、償還に係る一般会計等からの繰入れは行なわれていない。

一部事務組合等の地方債に充てた補助金・負担金として、192,070 千円（前年度比 125,649 千円、189.2%増加）が計上されている。可燃ごみ処理施設（エコクリーンセンター）の償還に係る補助・負担金が増加したためである。

公債費に準ずる債務負担行為として、土地開発公社が先行取得した土地の買い戻し額や農道・林道整備等に関するものとして、158,465 千円が計上されている。前年度比で 337,431 千円（68.0%）の大幅な減少である。

減少の要因は、土地開発公社が先行取得していた浜田東中学校用地取得費、大学建設に伴う市道整備費等を前倒して買い戻したため、前年度で債務負担が終了したことによる。

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額としては、3,620,872 千円（前年度比 186,311 千円、5.4%の増加）が計上されている。同額を分母からも控除する。

審査にあたって、交付税算定台帳及び提出資料により、適正であることを確認した。
内訳は以下のとおりである。

災害復旧費等に係る基準財政需要額 2,299,960 千円及び準元利償還金に係るもの 221,952 千円が計上されている。

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 882,017 千円及び準元利償還金に係るもの 96,323 千円の合計 978,340 千円が計上されている。

密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金 38,710 千円及び準元利償還金（地方債の元利償還額を基礎として算入されたもの）81,910 千円が計上されている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率である。

連結ストックベースでの実質的な将来負担を見るものであり、対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等も含まれる。

将来負担比率は164.5%となり、早期健全化基準の350%を下回っている。

(比率の式)

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率(平成20年度)} &: 164.5\% = \\ & \frac{\text{(分子) 将来負担額 75,383,694 千円 - 充当可能財源等 49,453,281 千円}}{\text{(分母) 標準財政規模 19,374,677 千円}} \\ & \quad - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 3,620,872 千円} \end{aligned}$$

将来負担比率の内訳の推移

(単位：千円・%)

区 分		平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
(分子)	将来負担額	75,383,694	76,283,418	899,724	1.2
	地方債の残高	48,060,382	49,252,855	1,192,473	2.4
	債務負担行為による支出予定額	1,796,727	1,806,435	9,708	0.5
	公営企業債当繰入見込額	15,713,591	15,275,672	437,919	2.9
	組合等負担見込額	3,951,194	4,142,845	191,651	4.6
	退職手当負担見込額	5,861,800	5,805,611	56,189	1.0
	設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
	内、土地開発公社	0	0	0	-
	内、第三セクター等	0	0	0	-
	連結実質赤字額	0	0	0	-
	組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
	充当可能財源等	49,453,281	49,572,423	119,142	0.2
	充当可能基金	8,839,109	9,410,716	571,607	6.1
	充当可能特定歳入	1,486,627	1,619,168	132,541	8.2
基準財政需要額算入見込額	39,127,545	38,542,539	585,006	1.5	
(分母)	標準財政規模	19,374,677	19,051,774	322,903	1.7
	算入公債費等の額(控除)	3,620,872	3,434,561	186,311	5.4
将来負担比率		164.5	171.0	6.5	3.8

分子には、将来負担額75,383,694千円から充当可能財源等49,453,281千円を控除した25,930,413千円が計上されている。分母の標準財政規模には15,753,805千円（算入公債費等3,620,872千円を控除）が計上されている。

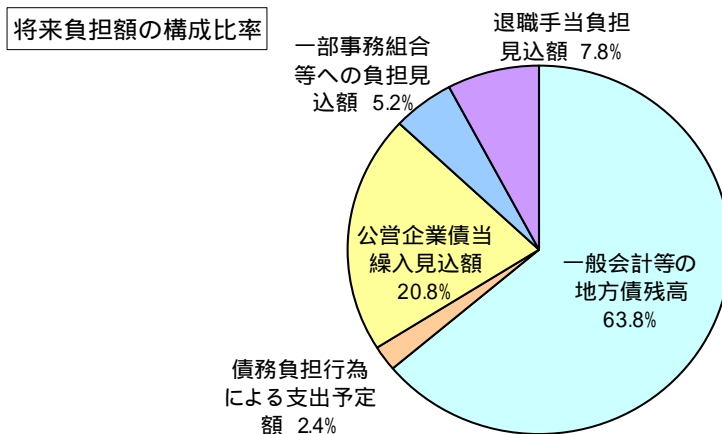
その結果、平成20年度における将来負担比率は164.5%で、早期健全化基準（350.0%）を下回るとともに、前年度比で6.5ポイント数値が改善している。

審査にあたっては、計上すべき負担額が正しく計上されているか、発生見込み額が妥当であるか審査した。また、数値が正しく算定されているかだけでなく、算定方法による算定数値が、市の実態と大きく乖離していないか留意した。

ア 将来負担額について

将来負担額の内訳（括弧内は将来負担に占める割合）は、一般会計等の地方債残高48,060,382千円（63.8%）、債務負担行為による支出予定額1,796,727千円（2.4%）、公営企業債当繰入見込額15,713,591千円（20.8%）、一部事務組合等への負担見込額は3,951,194千円（5.2%）、退職手当負担見込額5,861,800千円（7.8%）となっている。

土地開発公社及び第三セクター等の負担見込額並びに一部事務組合等の連結実質赤字額に相当する額は発生していない。



一般会計等の地方債残高について

地方債の現在高は、公債台帳等で確認した。平成20年度末の地方債残高として、48,060,382千円が計上されている。前年度比で1,192,473千円（2.4%）減少している。償還額に対し、借入額を抑制したために、残高は大幅に減少している。

地方債残高の内訳としては、過疎対策事業債7,658,907千円、臨時財政対策債7,574,593千円、合併特例債6,542,737千円、臨時地方道整備事業債6,366,096千円等がある。市場公募債120,000千円分が含まれることを確認した。

債務負担行為による支出予定額について

債務負担行為に基づく支出予定額は、地方債をその財源とすることができる経費に係る支出予定額のうち、平成21年度以降の元金分が計上されている。

平成20年度末一般会計の債務負担行為残高5,564,900千円のうち、地方財政法第5条に規定するもの1,796,727千円が将来負担として計上されている。前年度比で9,708千円(0.5%)減少している。指定管理者に係る債務負担等は含まれない。

主なものは、第三中学校用地取得費377,719千円等の依頼土地の買戻しに係るものが1,079,666千円、農道整備等に係るもの579,755千円が計上されている。

公営企業債等繰入見込額について

公営企業債等繰入見込額では、水道事業会計や公共下水道事業会計等に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込み額15,713,591千円が計上されている。前年度比で437,919千円(2.9%)増加している。

増加の要因は、公共下水道事業、農業集落排水事業等において、償還に対し発行額が上回っているため、企業債残高が増加していることによる。

主なものは、簡易水道事業5,292,875千円(地方債残高7,104,531千円の内)、公共下水道事業4,594,515千円(地方債残高4,903,432千円の内)、農業集落排水事業4,121,072千円(地方債残高4,370,172千円の内)等が計上されている。

国民健康保険事業(事業勘定)、老人保健医療事業、後期高齢者医療事業は、企業債の償還はない。駐車場事業と公設水産物仲買売場は、償還に係る一般会計等からの繰入れは発生していない。

なお、繰出基準額を超えて一般会計等から繰入れをしている事業は、水道事業、工業用下水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業、国民宿舎事業である。維持管理費等の削減により、一般会計等からの繰出しを抑制する必要がある。

一部事務組合等への負担見込額について

一部事務組合等負担見込額では、浜田地区広域行政組合のごみ処理施設に係る地方債現在高に、浜田市と江津市の負担按分割合を考慮した額が適切に計上されている。負担見込み額は3,951,194千円となり、前年度比で191,651千円(4.6%)の減少となっている。これは、新規の地方債発行が生じていないためである。

算定においては、条例等に照らし合わせ、構成団体である江津市と統一した扱いとなっていることを確認した。

退職手当負担見込額について

退職手当負担見込額として5,861,800千円が計上されている。前年度比で56,189千円(1.0%)増加している。職員数は減少しているが、自己都合退職支給率の高くなる勤続年数の職員数が増えているため、全体では負担見込額が増加する結果となっている。

退職手当支給見込額の内訳 (単位：千円・%)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
一般職員に属する職員	5,601,835	5,588,978	12,857	0.2
内、基本額	5,233,117	5,226,099	7,018	0.1
内、調整額	368,718	362,879	5,839	1.6
特別職員に属する職員	48,461	32,971	15,490	47.0
組合等積立不足額	211,504	183,662	27,842	15.2
合 計	5,861,800	5,805,611	56,189	1.0

公営企業、特別会計の職員 83 名（水道事業 24 名、工業用水道事業 3 名、簡易水道事業 6 名、下水道事業 17 名、国民健康保険事業 27 名、老人保健医療事業 1 名、後期高齢者医療事業 4 名、駐車場事業 1 名）に係る退職手当支給見込額は計上されないことを確認した。

公営企業、特別会計職員には、算定時点（年度末日）において一般会計等以外で給料を負担しているが、退職手当は一般会計等で支給する予定としている職員が含まれている。このことから、実質的に一般会計等において負担することが見込まれる退職手当支給予定額は、算定方法に基づいて算出した額よりも増えると思われる。

なお、島根県の退職手当組合の平成 20 年度決算において、赤字及び積立不足は生じていないことを確認した。

「設立法人の負債額等負担見込額」について

土地開発公社に係る将来負担額について

公社に係る将来負担は計上されていない。公社の負債額 2,333,175 千円から、現金預金や売却可能資産等の合計 3,030,623 千円を差し引いてプラスとなるためである。

公社の現金預金は 181,874 千円しかないが、負債額から控除できる売却可能資産等の現金化できる資産として、省令第 8 条第 5 号に規定する土地 919,435 千円、2 号土地（プロパー土地）にあたる 1,718,773 千円、賃貸事業用土地の 206,101 千円、事業未収金 4,440 千円が計上されている。

の 2 号土地のうち、旧原井小跡地用地 495,783 千円は、平成 20 年度中に一部売却しており、取得価額が減少している。

浜田医療センター跡地用地 1,203,402 千円については、実際に売却し現金回収が可能か、今後も精査されたい。また、長期間売却されないまま残っている土地も一部見受けられるため、売却の可能性について、今後も精査されたい。

売却可能資産等の土地の評価方法は、取得価額と時価評価額のうちいずれか少ない額を挙げる低価法を原則としている。

時価評価の方法は、固定資産税評価額を調整する方法を採用している。総務省の算定方法においては、本来、土地課税台帳に記載されていない土地に同評価方法を用いることは適切

ではないため、今後、不動産鑑定評価を用いる方法等、最も妥当な評価を適用するよう努められたい。

併せて、公社の経営状況について、平成 20 年度決算書等で状況を確認した。平成 20 年度は、純損失 7,311 千円を生じている。

第三セクター等に係る将来負担額について

損失補償契約等をしている団体のみが対象となる。よって、損失補償契約等をしている団体はないため、将来負担額は発生していない。

但し、財政状態及び経営状況が悪化しており、実質的に、市一般会計からの財政的負担が発生すると見込まれるもの（債務超過あるいは多額の累積欠損金を抱えている第三セクター等）については、将来負担の計上も含め検討されたい。

なお、個別の団体の平成 20 年度経営状況について、決算書及び事業報告書等で確認した。

（株）かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）は、平成 20 年度末で 408,426 千円の繰越欠損金を生じている。また、922 千円の最終赤字を生じるなど、厳しい経営状況である。一般会計からの新たな財政負担が発生する懸念がないか、今後の経営状況等を注視されたい。

（株）リフレッシュかなぎ（きんたの里）は、平成 20 年度に民営化されたが、今後は、一定の利益を市へ還元し、将来負担から控除できる充当財源として計上するよう努められたい。

その他、平成 20 年度決算において赤字等を生じている団体は、ゆうひパーク浜田（株）（営業損失 906 千円）、（有）ゆうひパーク三隅（営業損失 594 千円）、はまだ特産品センター（営業損失 129 千円、最終赤字 3,858 千円）、金城開発（株）（最終赤字 1,184 千円）などである。今後も経営状況等を注視されたい。

組合等の連結赤字額について

一部事務組合等の連結実質赤字額に相当する額を算定するものであり、組合の決算書により、いずれも赤字は発生していないことを確認した。

「浜田地区広域行政組合」では、一般会計は 10,801 千円、介護保険特別会計は 147,056 千円の黒字であることを確認した。

「浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合」は、提出資料に基づき、1,059 千円の黒字であることを確認した。

「島根県市町村総合事務組合」は、一般会計は 4,127 千円、市町村退職手当特別会計は 1,860 千円、市町村非常勤職員公務災害補償等特別会計は 685 千円の黒字となっている。

「島根県後期高齢者医療広域連合」は、一般会計は 36,609 千円、後期高齢者医療事業特別会計は 3,823,675 千円の黒字であることを確認した。

イ 将来負担から控除される充当財源等について

充当可能財源等は、充当可能基金8,839,109千円、充当可能特定歳入1,486,627千円、基準財政需要額算入見込額39,127,545千円となっている。

負債から控除される充当可能財源等について、過大見込みや計上もれはないか審査した。

(ア) 「充当可能基金」について

将来負担額から控除される「充当可能財源等」のうち、「充当可能基金」について、法令等に定めに従って計上されているか、充当が確実であるか審査した。

基金の状況について

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度	平成19年度	増減	増減率
財政調整基金	2,220,954	2,062,876	158,078	7.7
減債基金	1,366,445	1,702,578	336,133	19.7
地域振興基金	2,420,190	2,810,942	390,752	13.9
国民健康保険財政調整基金	2,034,695	2,067,878	33,183	1.6
その他基金	796,825	766,442	50,383	6.6
合 計	8,839,109	9,410,716	571,607	6.1

合計8,839,109千円(前年度比544,823千円、5.8%減少)が計上されている。前年度比で、減債基金が336,133千円(19.7%)、地域振興基金が390,752千円(13.9%)の大幅な減少である。繰上償還等の実施により、将来負担が減る分、基金全体額は減少している。

算定数値について、出納整理期間中の増減が基金残高に加減されているか(減債基金等)、貸付金として運用されているものは控除されているか(三隅奨学基金等)、合併特例債により造成した基金は対象から外されているか(まちづくり振興基金)などを審査した。いずれも適正に計上されている。

(イ) 「充当可能な特定の歳入見込額」について

充当可能特定財源として、1,486,627千円(前年度比132,541千円、8.2%の減少)が計上されている。充当の対象となる地方債自体が減少しているため、それに見合う特定歳入も減少している。内訳は、市営住宅の使用料等の1,011,169千円、地方債を財源とする貸付金の償還金315,650千円、その他特定歳入159,808千円が計上されている。

の公営住宅使用料については、公営住宅建設事業債残高1,067,760千円に、住宅使用料の平均充当率0.947を乗じた1,011,169千円が充当可能財源として計上されている。

の地方債を財源とする貸付金は、第三セクター再生支援貸付金(ゆうひパーク浜田への貸付金200,000千円)等である。団体の平成20年度決算は、営業損失906千円を生じ、純利益も減価償却費を全額計上した場合は実質赤字となる。今後も、貸付金の着実な返還がされるよう経営状況等を注視されたい。

のその他歳入は、「あさひ園使用料収入」として、充当可能な159,808千円が計上されている。

(ウ) 基準財政需要額算入見込額について

将来負担額から控除される「基準財政需要額算入見込額」として、39,127,545 千円が計上されている。前年度比で 585,006 千円 (1.5%) の増加となり、将来負担比率を改善する要素となっている。

公債費に対する算入見込み額が増加しているためである。地方債の残高は減少しているものの、過疎債や合併特例債等の優良債に切り替えが行なわれているため、算入率が向上していることによる。また、臨時財政対策債の増加も要因である。

基準財政需要額算入見込額の中身については、算定様式(4 表)及び提出された交付税算定表を基に審査した。地方債の同意額等、残高及び算入率等を審査し、適切に計上されていることを確認した。

基準財政需要額算入見込額内訳

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度	平成19年度	増減	増減率
道路橋梁費	2,947,093	3,250,641	303,548	9.3
下水道費	2,828,695	2,633,192	195,503	7.4
小学校費	627,172	687,738	60,566	8.8
中学校費	336,452	359,045	22,593	6.3
保健衛生費	2,289,970	2,298,032	8,062	0.4
清掃費	1,826,808	1,973,803	146,995	7.4
地域振興費	829,395	922,902	93,507	10.1
その他	647,757	755,230	107,473	14.2
公債費	26,794,203	25,661,956	1,132,247	4.4
合 計	39,127,545	38,542,539	585,006	1.5

ウ 実質的な将来負担について (将来負担比率に関する注記)

今後、新規の投資事業及び道路等のインフラ資産や学校等施設の更新・維持修繕の負担が発生するが、制度上、将来負担比率の算定方法では考慮されない。

しかし、実質的には、新規の投資事業及び老朽化の進んだ資産に対する更新費用等の多額の財政負担が将来的に発生し、国県からの補助金及び地方債の償還に対する交付税措置を除いた資金は、一般財源で賄うことになる。

指標の悪化を避けるため、実施すべき事業や資産の更新等を先送りすることは、将来負担の先送りにすぎない。単に比率が下がれば良しとするのではなく、必要な投資事業や資産の更新等を計画的に実施しながら、当比率を改善することが望まれる。

なお、浜田市の場合、平成 20 年度の普通建設事業費が大幅に減少しているが、原因は、駅北用地取得費約 12 億円が前年度に終了したためであり、事業実施段階での先送りは発生していないことを確認した。